

## 入 札 公 告

令和 7 年 1 月 2 7 日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構  
理 事 長      竹 内   功

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量      オージオメータ      1 式
- (2) 規 格 等      仕様書による。
- (3) 納 入 期 限      令和 7 年 3 月 3 1 日（月）
- (4) 納 入 場 所      仕様書による。
- (5) 入 札 方 式      **入札後資格確認型一般競争入札**（開札後に入札参加資格の有無を確認）
- (6) 入 札 方 法
  - ア 入札は、紙面による入札で行う。
  - イ 入札金額は、総価を記載すること。
  - ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 2 条第 6 項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「0 3－0 1 医療用機械器具」に登録されている者であること。
- (3) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構の競争入札参加資格若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 本市の区域内に、本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (5) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
  - イ 出荷確約書

※ 出荷確約書（コピー、PDF 不可）は、開札後、落札候補者となった場合には、速やかに提出する必要があるため、当該競争入札に参加する者は必ず事前に準備しておくこと。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若し

くは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

### 3 開札日時・入札書の提出方法

#### (1) 入札書の提出方法等

##### ア 提出方法

入札書を持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

##### イ 提出期限

令和7年2月6日（木）午後5時まで

##### ウ 提出場所

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話 082-569-7836（直通）

#### (2) 入札回数

ア 入札は初度及び再度の2回とする。

イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格（以下「予定価格内の価格」という。）がない場合は、1回に限り再度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

#### (3) 開札の日時及び場所

##### ア 初度入札

###### (ア) 日時

令和7年2月7日（金）午前9時00分

###### (イ) 場所

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

##### イ 再度入札

###### (ア) 日時

初度入札後、直ちに実施。

###### (イ) 場所

上記ア(イ)に同じ。

#### (4) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前

記(1)ウの契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

#### (5) 仕様書等の入手方法

病院機構ホームページ (<http://www.hcho.jp>) : [入札・契約情報] → 「入札見積情報」 → 「物品一覧」 → 「案件番号」 → 『添付資料』 からダウンロードできる。

#### 4 仕様書等の問合せ先

広島市立広島市民病院 事務室総務課経理係（用度担当）

電話 082-221-2291（代表）

#### 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

##### (1) 提出方法

開札後、最低入札価格提示者は前記2(5)及び(6)に掲げる書類を提出(持参に限る。)すること。

##### (2) 提出期限

令和7年2月7日（金）午後5時まで

##### (3) 提出場所

前記3(1)ウに同じ。

##### (4) 提出部数

1部とする。

##### (5) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(2)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。なお、書類の提出にあたっては、次の事項に従うものとする。

ア 提出書類は、提出者において作成する。

イ 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 一旦受領した書類は、返却しない。

エ 原則として、一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

#### 6 一般競争入札参加者資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日以後、落札決定日までの間に前記2(2)の病院機構又は広島市の競争入札参加資格の取消し並びに前記2(3)の営業停止処分若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

##### (3) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第6条に掲げる入札書は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると病院機構が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（入札金額が同額の者が2人以上ある場合は、くじ引きにより順番を決定する。）から順に入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定する。

(5) 契約金額

落札者の金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

(6) 契約保証金

契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(7) 契約書の作成

ア 落札者は、病院機構と契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札決定を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として契約予定金額の100分の5に相当する額を病院機構に支払わなければならない。

ウ 契約書は2通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書の様式は交付する。

オ 本契約は、病院機構が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

(8) 特約事項

必要な特約事項については、病院機構の契約書等に明示するが、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わない。